

これに対して、老人ホームについては、消費者保護の見地から、行政機関である不当条項委員会が勧告という形で、かなり詳細な契約内容への法的介入(もっとも、「勧告」であるために、その効果は弱いものではあるが)を行っており、その一部は、社会福祉・家族法典にも採り入れられている。この勧告の中には、当事者間の交渉力の格差、情報の格差に着目した契約締結時の規制や契約解約に関する規制に加えて、入所者の自由を保障するための規制(たとえば、来客を迎える自由、バカンス中に旅行に出る自由、主治医の往診を受ける自由など)が入っており、そこに特徴があると考えることができよう。他方、社会扶助認可を受けた施設の契約や施設の内部規則はかなり詳細であるが、実際には全国団体がモデル契約等を作成しており、それをもとに契約書を作成するとのことである。さらに2002年の社会扶助法典の改正によって入所契約に関する規制も導入されている。

このように、老人ホーム入所契約と在宅介護サービス契約に関する法的規制のあり方には、かなりの差がみられるは、これは契約に対する行政の介入の仕方の違いによるものと推測される。在宅介護サービスについては、行政が直接的な監督を行うということもあって、契約内容等についての規制がそれほど豊富ではないのに対し、老人ホーム入所契約は当事者間の自治に委ねられているために、契約締結過程、契約解約および契約内容消費者保護の見地からの行政の介入が要請されていると推測することができると思われる。

### III スウェーデン

スウェーデンでは、社会サービス法によってコミュニティ(市町村)が社会サービスの提供責任を負っており、日本の措置制度と類似する仕組みになっている。実際のサービス提供はコミュニティ以外の主体に委託することが可能であり、実際にも公社やコミュニティ一部出資の会社などに委託がされている。民間事業者への委託も増加しつつある。

それでも社会サービスの提供体制にはコミュニティによる違いがあり、ストックホルム市のようにサービス提供の民間委託が積極的に進められているコミュニティがある一方で、ルンド市のように公的サービス指向が強く残存しているところもある。

福祉サービス利用の法的構造であるが、サービス決定を行ったコミュニティと利用者個人との間で契約関係が発生するという理解になっている。つまり、サービス決定通知に高齢者が署名をし、それがサービス利用契約書となると解されているのである。他方で、サービスの提供が公社等に委託されている場合には、提供者と利用者との間には契約関係は発生しないという理解である。

利用者の行為能力との関係では、わが国の後見人・保佐人に相当する制度が整備されており、福祉サービスの利用に際してもその利用度は高い。

### IV 小括

以上の比較法的考察から指摘できるのは、とくにドイツの場合には、老人ホーム法・世話法と社会法典との関係が緊密に設計され、私法的規制と行政規制とがうまく連携した法制度の仕組みになっているという点である。スウェーデンの場合には、行政主導型のサービス提供ではあるが、行為無能力者の保護の制度との連携にみられるように、やはり私法上のルールと行政規制とがうまく提携関係にある法制度設計になっている。フランスの場合も、サービスの利用に関する契約(施設入所契約)に対する消費者保護行政の見地からの勧告や社会扶助法典による規制が存在するとともに、こうしたサービス利用契約と成年後見制度とがうまく連携しているといつてよう。

これらの国々との対比でいえば、わが国の場合には、私法上の規制と厚生労働省による行政規制・監督との連携が十分ではなく、これが今後検討すべき重要な論点の一つである。